

日時・場所	令和2年4月27日(月)8時45分～ 第1委員会室
出席者	山仲市長、西村教育長、田中議会事務局長、川端政策調整部長、吉川病院事務部長、市木総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、武内環境経済部長、杉本教育部長、遠藤会計管理者、北協広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・大型連休前、最後の週となった。新型コロナウイルス対策については、それぞれの部署で的確に対応してもらっている。大津や草津ではクラスターが発生しているものの、県内での感染者数は伸びていない。市内では3人の感染者がおられたが、現在はいずれの方も陰性であり、市中感染はなく、良好な状態を保っている。東京や全国も感染者の増加が少し落ちてきているが、北海道では再び増加に転じているため、一層の緊張感を持って対応してもらいたい。
- ・市内では学校や施設を5月31日まで休業としているが、国は未だ延長の判断をしておらず、この辺りが信頼感を失くしている原因ではないか。
- ・対策本部会議を開き、大筋の経済と生活の対策として、10万円の特別定額給付金の支給について、6月から支給できるように準備している。それ以前の市独自の対策として、生活の厳しい方へ既存制度を使った支援を計画している。これらについて情報を共有化しておいて欲しい。
- ・新型コロナの影響で、様々な場所で問題が起こりつつある。感染拡大が終わっても、人と人との繋がり、就労や事業でマイナスが残るので、各部門で先を見越して対応してもらいたい。県外ナンバーの車両への嫌がらせ等、人間の繋がりでのマイナスの面が出ているので、そういったことも含めて、福祉や子育て等全般で一層取組みを強化して欲しい。

2. 議題

① 特別定額給付金事業の概要について

新型コロナウイルス等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金」を全ての市民へ給付する。令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方が対象となり、1人につき10万円を給付する。

本件については先週の議会全員協議会で既に報告し、システム調達等の準備を進めており、6月1日から受付を開始する予定である。市民への周知については、予算の専決補正が整い次第、市のホームページや広報に掲載するほか、自治会回覧等で行う。

→DV被害により住基登録とは別の市町村に居住する人にはどこが給付するのか。

→その場合は、被害者本人が基準日に居住する市町村に申し出を行うことにより当該市町村から支給することとなる。

→本来は被害者が別居していれば、その配偶者からの自己申告により名簿から消さないといけないが、申告がなければ被害者の分もその配偶者へ給付してしまうことが起こり得るため、救済策を考えておく必要がある。他にも想定される問題と対応策を整理しておくこと。

② 野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、各市町で支給申請書の受付を実施するため、野洲市後期高齢者医療に関する条例について、所要の改正を行う。

内容については、先に付議した国民健康保険条例の一部改正と同様に、給与等の支給を受けて

いる被保険者が新型コロナウイルスの感染又は感染の疑いにより労務に服することができない場合に限り、傷病手当を支給するもの。

③ 名神高速道路跨道橋（^{さとほらきょう}里原橋）の撤去工事に係る協定書の締結について

名神高速道路と立体交差し、使用される見込みがない跨道橋である南桜地先の里原橋について、走行する車両の安全を確保するため、撤去工事を西日本高速道路(株)関西支社に委託し実施する。実施に当たり同社と協定を締結することについて議会の議決を求める。協定金額については357,670,500円、協定の期間については議決日から令和4年1月31日までとする。撤去工事は、令和3年の名神高速道路リフレッシュ工事期間に実施予定である。

3. その他伝達事項

- 5月8日13時30分から第1委員会室において、議会改革推進特別委員会が開催される。（議会事務局）
- 市内飲食店のテイクアウト特集のチラシが日曜日の新聞に折り込みされた。飲食業界は大変厳しい状況であるため、利用いただきたく紹介する。（環境経済部）
- 総合調整会議の要録において、健康福祉部の現場では新型コロナの感染リスクを心配し、勤務体制の変更を検討して欲しいとあるが、具体的にどういった声が上がっていて、どんな検討をして欲しいのか。
 - 窓口業務のある所属からの意見と聞いている。また、訪問のある業務では、基礎疾患がある職員は感染すると重篤化する恐れがあるため、訪問から外す対策を取っている。
 - 具体的にどのような提案や要望があり、何を検討してどのように対策したのかを整理しておくこと。このままにしておかず、当事者にも分かるようにしておくこと。
- 市内の介護施設のサービス運営は現在、どうなっているか。
 - 感染者が発生しない限りは通常通り運営することが基本となっているが、利用者側の危機意識もあり、利用率は低下している。ただし、施設が利用できないために訪問介護が必要となるような状況は発生しておらず、在宅介護で対応できる範疇の利用者が利用を控えられている状態である。
 - 医師会も介護施設と開業医について心配されているため、関係課と情報を共有しておいて欲しい。
- 職員の感染防止等の健康対策を徹底してもらうようお願いする。

4. 次回部長会議の予定

5月7日（木）8時45分～ 第1委員会室